

プレスリリース

反捕鯨団体シーシェパードによる妨害活動（第4報）

平成23年1月9日
財団法人日本鯨類研究所

本日18時00分頃（日本時間）から、第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPAII）船団に属する第二勇新丸（YS2）は反捕鯨団体シーシェパード（SS）所属の妨害船ボブ・バーカー号（BB号）による妨害を受けた。

1800頃 BB号から発進したゴムボート2艇がYS2へ急速に接近してきた。ゴムボートに乗船していた活動家はYS2に対して少なくとも二本の発光弾と一本の発煙筒を投擲し、発光弾の一本が砲台、他の二本が左舷部のネットに着弾した。さらに、YS2の左舷上甲板ハンドレール（防護ネットが設置されている部分）にロープ付きフックを掛けた。また、ゴムボートはYS2のプロペラと舵を狙ったと考えられるロープを2～3本投入した。

しかし1840頃、SSゴムボートの1艇は曳航していたロープを自らのプロペラに巻き込んだ模様で、航行不能となった。それを見ていたもう1艇のボートも妨害を止めた。

妨害を受けている間、YS2はBB号活動家に対して警告放送を行うとともに、無用の接近・妨害活動を思いとどまらせるために警告放水を行った。なお、BB号所属ゴムボート活動家がYS2のハンドレールに掛けたロープ付きフックは自然に外れて海没した。

BB号活動家が投擲した一本の発光弾および一本の発煙筒はYS2の防護ネットに引っ掛かった状態で着火発煙していたが、幸いネットへの延焼は無かった。また、YS2の乗組員や船体に被害は出ていない。

日本が実施しているJARPAIIは国際捕鯨取締条約に基づくものであり、完全に合法的な調査活動である。シーシェパードが行っている妨害活動は調査捕鯨に従事する我が国の船舶および乗組員の生命・財産を脅かすものであり、このような危険極まりのない行為は許されるべきものではない。

当研究所は、再三にわたるIWC加盟国の一致した非難と自製の要求を無視し、今次のJARPAII調査船団に対しても危険な妨害を行う暴挙に出たSSを強く非難する。またBB号の旗国であるオランダ及び右妨害船に母港を提供しているオーストラリアをはじめ、関係国に対しては、利用可能なあらゆる手段を講じ、SSの暴力行為の抑止を図り、その犯罪行為に対しては厳正に対処することを強く要望する。

（以上）